

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	北海道標茶町

標茶町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道標茶町役場農林課林政係
所在地 北海道川上郡標茶町川上 4 丁目 2 番地
電話番号 015-485-2111
FAX番号 015-485-1922
メールアドレス n_rinsei@town.shibecha.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ノイヌ、キツネ カラス(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ヒグマ
計画期間	平成 31 年度～平成 33 年度
対象地域	北海道標茶町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 29 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
①エゾシカ	牧草	247,721 千円	2,173ha
	デントコーン	15,921 千円	30.5ha
	大根	9,450 千円	2.7ha
②ノイヌ	家畜	0 千円	0 頭
③キツネ	家畜	18,438 千円	45 頭
④カラス	家畜	59,042 千円	139 頭
⑤ヒグマ	家畜	0 頭	0 頭
	デントコーン	1,827 千円	3.5 頭

(2) 被害の傾向

<p>①エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害は全町的に見られるが、特に国有林、釧路湿原鳥獣保護区に隣接する地域で牧草等の食害及び植林地苗木の頂芽食害等が発生している。 近年、一部地域において牧草ロールのラップ穴開け被害も発生している。 <p>②ノイヌ</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害は全町的に見られ、特に牛を追っかけまわし怪我を負わせる等の被害が発生している。 <p>③キツネ</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害は全町的に見られ、特に出産時、親牛及び子牛に噛み付き怪我を負わせる等の被害が発生している。 <p>④カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害は全町的に見られ、生まれたばかりの子牛の舌を突付く、乳牛の乳房を突付いて死亡させる等の被害が発生している。

- ・牛舎へ侵入する被害も多く発生しており、乳牛に与えるストレスにより、乳量にも大きな影響を与えていることが想定される。
 - ・牧草ロールのラップ穴開け被害も発生している。
- ⑤ヒグマ
- ・全町的に出没が相次いでおり、家畜及び人身への被害が懸念される。
 - ・デントコーンの食害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)	備 考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	273,092 千円	191,164 千円	30%減
	被害面積	2,206ha	1,544ha	
ノイヌ	被害額	0 千円	0 千円	
	被害頭数	0 頭	0 頭	
キツネ	被害額	18,438 千円	12,907 千円	
	被害頭数	45 頭	32 頭	
カラス	被害額	59,042 千円	41,329 千円	
	被害頭数	139 頭	98 頭	
ヒグマ	被害額	1,827 千円	1,279 千円	
	被害頭数	0 頭	0 頭	
	被害面積	3.5ha	2.5ha	
合 計	被害額	352,399 千円	246,679 千円	
	被害面積	2,209.5ha	1,546.5ha	
	被害頭数	184 頭	128 頭	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する 取組</p>	<p>①エゾシカ ・ 猟友会標茶支部による許可捕獲を実施。 ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲、狩猟期間における許可捕獲の実施。</p> <p>②ノイヌ ・ 猟友会標茶支部による許可捕獲を実施。 ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。 ・ 捕獲機材による捕獲の実施。</p> <p>③キツネ ・ ②ノイヌに同じ。</p> <p>④カラス ・ 猟友会標茶支部による許可捕獲を実施。 ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。 ・ 捕獲機材による捕獲の実施。 ・ 5月下旬から6月上旬に一斉捕獲を実施。</p> <p>⑤ヒグマ ・ 猟友会標茶支部、鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施。</p>	<p>①エゾシカ ・ 従事者の高齢化に伴う担い手不足。 ・ 所有地内立ち入りの制約により、効果的捕獲が出来ない場合がある。 ・ 捕獲物の処理による、従事者の体力的負担。 ・ 捕獲圧が高まる許可捕獲期間終盤は、夜間の出没が増え、銃器での捕獲が行えない。</p> <p>②ノイヌ ・ 警戒心が強く、銃器による効果的捕獲が難しい。</p> <p>③キツネ ・ 地域からの要請が多く、捕獲機材が十分に設置できない場合がある。</p> <p>④カラス ・ 畜舎、防風林の近く等、銃器が使えない場所が多い。</p> <p>⑤ヒグマ ・ 従事者の高齢化や捕獲経験者減少に伴う担い手不足。</p>

防護柵の設置等 に関する取組	該当なし	
-------------------	------	--

(5) 今後の取組方針

標茶町における平成 29 年度の被害金額は 352,399 千円、被害面積は 2,209.5ha、被害頭数 184 頭となっている。標茶町鳥獣被害防止計画を策定するにあたり、平成 33 年度までの計画期間に現状数値の 30%減を目標とする。

①エゾシカ

- ・個体数の増加や牧草地への出没が多くなる 4 月～9 月までの期間に許可捕獲を重点的に行い、捕獲頭数の増加に努める。
- ・くくりワナを導入し、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲を実施する。
- ・釧路湿原鳥獣保護区等、越冬地となっている場所での鳥獣被害対策実施隊による狩猟期間中の許可捕獲の実施に向け、関係機関と協議を行う。

②ノイヌ

- ・これまで同様の銃器による捕獲のほか、捕獲機材による捕獲を実施し、捕獲数の増加を目指す。

③キツネ

- ・②ノイヌに同じ。

④カラス

- ・これまで同様の銃器による捕獲を重点的に行う。5 月下旬から 6 月上旬に行う一斉捕獲は、捕獲効率が非常に高く、駆除要望も年々増加していることから、複数回実施し、捕獲数の増加を目指す。

⑤ヒグマ

- ・農地や人家周辺で出没した場合等、危害を加える可能性がある個体と判断された場合に限り、銃器若しくは箱ワナによる捕獲を行う。

※今後の計画

- ①有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ②地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会標茶支部による許可捕獲及び鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

①捕獲区域の拡大の取組み 捕獲の際、所有者の意向により立ち入りが制限されている場合等、捕獲実施の敬遠が隣接地までに及び、効果的捕獲ができない場合があることから、各地域会との連絡調整及び合意形成を図り、捕獲区域の拡大に向けて取り組む。
②捕獲鳥獣回収に係る協力体制の構築の取組み 捕獲鳥獣の処理は、従事者への体力的負担が大きく、捕獲意欲低下が懸念されることから、トラクターでの回収等、各地域会との協力体制構築に取り組む。
③担い手育成の取組み 農業者や関係機関に対し、狩猟免許、銃所持許可に関する情報提供を行うとともに、北海道と連携し狩猟出前教室の開催等、担い手育成に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカ、キツネ、カラス(ハブト・ハボリ)については、過去3年間の平均捕獲頭数の2割増(10未満切り上げ)の捕獲を目指す。 なお、生息個体数が少ないとされているヒグマについては、人畜に被害を及ぼす可能性のある個体のみを捕獲することとする。
① エゾシカ 捕獲実績=28年度：2,183頭 29年度：2,455頭 30年度：1,792頭 捕獲計画頭数=過去3年間の平均捕獲頭数 2,131頭 × 120% ≒ 2,500頭
② ノイヌ 捕獲計画頭数=5頭
③ キツネ 捕獲実績=28年度：50頭 29年度：85頭 30年度：65頭 ※平成30年度に関しては推計の頭数 捕獲計画頭数=過去3年間の平均捕獲頭数 66頭 × 120% ≒ 80頭
④ ラス 捕獲実績=28年度：802羽 29年度：927羽 30年度：902羽 捕獲計画頭数=過去3年間の平均捕獲羽数 877羽 × 120% ≒ 1,100羽
⑤ ヒグマ 捕獲計画頭数=2頭

対象鳥獣	捕獲計画数		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
ノイヌ	5頭	5頭	5頭
キツネ	80頭	80頭	80頭
カラス	1,100羽	1,100羽	1,100羽
ヒグマ	2頭	2頭	2頭

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵設置、その他対象鳥獣捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵等の整備計画

進入防止柵等については、必要性、導入効果等を今後調査する。

(2) その他の被害防止に関する取組

該当なし

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

標茶町鳥獣被害対策協議会の構成機関とその役割については下記のとおりとする。

被害防止対策協議会の名称	標茶町鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役 割	
標茶町役場農林課	協議会の事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。	
標茶町農業協同組合	役場農林課と連携し、農業被害の把握に努める。 営農指導（周辺環境整備等）、被害防止に係る情報提供を行う。	
標茶町森林組合	役場農林課と連携し、林業被害の把握に努めるとともに、有害鳥獣関連情報の提供を行う。	

猟友会標茶支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
標茶町酪農振興会連合会	有害鳥獣関連情報の提供と地域における被害状況の把握に努める。
鳥獣保護員 自然保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
釧路総合振興局 環境生活課 〃 農務課	鳥獣被害防止に関する情報提供、必要に応じ広域的な調整を行う。
釧路総合振興局 釧路農業改良普及センター	役場農林課と連携し、農業被害の把握に努める。 営農指導（周辺環境整備等）、被害防止に係る情報提供を行う。
釧路総合振興局 森林室	役場農林課と連携し、林業被害の把握に努めるとともに、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

標茶町鳥獣被害対策実施隊の隊員については、法第9条に規定する者とする。 隊員は対象鳥獣の捕獲等に関する業務を行い、当計画に基づく被害防止策を適切に遂行するものとする。	
標茶町（農林課職員）	3名
猟友会標茶支部会員	32名（内ヒグマ捕獲等20名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等を利用した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、原則持ち帰りとし、自家消費あるいは一般廃棄物として適切に処分する。なお、やむを得ず、持ち帰りが困難な場合などは、「埋設」による処理とする。 また、エゾシカは食肉やペットフード等への有効利用について検討する。
--

ヒグマに限り一部検体を関係機関に提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し